

射水市監査委員告示第 14 号

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年10月25日に実施した財政援助団体等監査（公益社団法人射水市シルバー人材センター）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年10月31日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 吉野 省 三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象〔所管課〕

財政援助団体監査

公益社団法人射水市シルバー人材センター〔地域福祉課〕

2 監査の実施日

令和5年10月25日

3 監査の期間

令和5年10月11日～令和5年10月25日

4 監査の範囲（令和4年度）

令和4年4月1日から令和5年3月末日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事務事業が能率的、効率的に行われているか、また、補助事業が目的等に沿って適正かつ効率的に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

名 称	公益社団法人射水市シルバー人材センター
代 表 者	理事長 宮城 澄男
所 在 地	射水市三ヶ 880 番地 1

7 財政援助の状況

補助金

名 称	金 額
公益社団法人射水市シルバー人材センター運営補助金	22,477,717 円

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

(1) 定年延長等により新規会員の減少や高齢化による会員の減少など、全般的に会員数の確保が難しくなっていることに加え、樹木剪定や除草など屋外作業に従事する会員が減少しており、就業形態の転換期にある。

一方、市民の高齢化の進行に伴い、各家庭でも剪定や除草などの屋外作業の担い手が不足するため、シルバー人材センターに依頼したい家庭が増えてくると思われる。

屋外作業に従事する会員の確保はなかなか難しいと思うが、屋外作業の知識と経験を有する人材を確保すべく広い視野で情報を収集し、会員を確保できる仕掛けづくりに努められたい。

(2) 高齢者の多様な社会参加や、長年培った知識や技能の発揮場所として、シルバー人材センターへの期待は非常に大きいものがある。今後、補助対象事業を工夫し、補助対象経費を増やすことによって、一層の就業機会の拡大と会員数の確保を図るよう努められたい。